

平成 27 年 10 月 21 日

「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」  
について

1. 趣旨

平成 25 年 12 月 11 日に公布された消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）附則第 4 条の趣旨を踏まえ、被害回復関係業務等の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供、その他の支援の在り方に関する事項について検討を行うものである。

2. 委員

別紙のとおり

3. 検討項目

適格消費者団体及び特定適格消費者団体に関する以下の事項

- (1) 団体における必要な資金の確保
- (2) 団体に対する必要な情報の提供
- (3) その他制度に関連する事項

4. 位置付け

消費者庁長官の検討会として開催する。

5. スケジュール及び今後の進め方

検討会を月 1 回程度開催し、検討項目について討議するとともに、関係者からのヒアリング等を行い、平成 28 年夏を目途に消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方を取りまとめる。

第 1 回検討会 平成 27 年 10 月 22 日（木） 14：00～16：00  
消費者委員会 大会議室

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者制度課：小田、高桑

TEL：03-3507-8800（大代表）

HP：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

## 消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の

### 在り方に関する検討会委員名簿

- |            |            |  |
|------------|------------|--|
| いそべ<br>磯辺  | こういち<br>浩一 | 適格消費者団体 消費者機構日本 専務理事                       |
| いとう<br>伊藤  | ようじ<br>陽児  | 適格消費者団体 消費者被害防止ネットワーク東海 理事                 |
| えのもと<br>榎本 | ようすけ<br>陽介 | 全国商工会連合会企業支援部企業環境整備課長                      |
| おおたか<br>大高 | ともかず<br>友一 | 弁護士（日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会幹事）                 |
| おかもと<br>岡本 | たくや<br>拓也  | 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 代表理事          |
| おさむら<br>長村 | やかく<br>彌角  | 公認会計士（有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター/ヘルスケア部 パートナー） |
| つかもと<br>塚本 | いちろう<br>一郎 | 明治大学経営学部教授 公共経営学科長                         |
| ○          | ますだ<br>升田  | 純<br>中央大学大学院法務研究科 教授（元東京高等裁判所 判事）          |
|            | み<br>三ツ石   | つしまさつぐ<br>將嗣<br>一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹    |

（○：座長 五十音順・敬称略）

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）抄

附 則

- 5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）抄

附 則

（検討等）

- 第四条 政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。